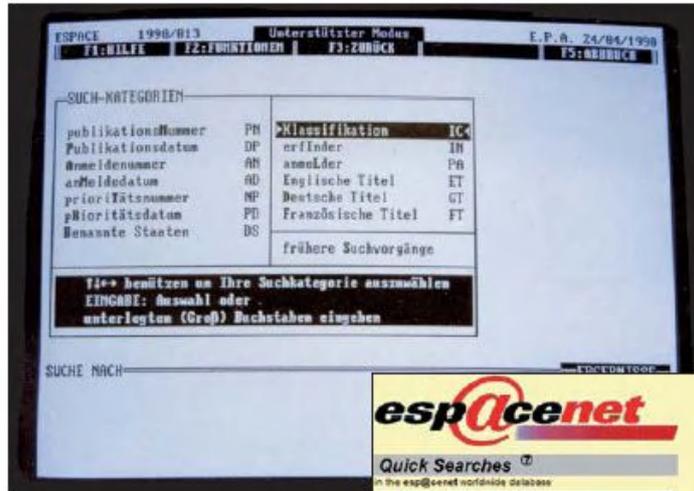




CONTENT

- 3 論説
- 3 特許と発明に光をあてる
- 4 これまでにもまして移り変わりの激しい特許情報の世界で、ユーザーのニーズに合致する
- 4 ESPACE LEGAL の改良
- 5 Patent Documentation Group が EPO の品質向上プログラムを歓迎
- 6 特許の出願件数で中国がアメリカと日本を追い越す勢い
- 7 現在のアジアは？
- 8 TIPO が台湾の特許情報についての無料検索の幅を拡充
- 9 1998 年から 2008 年まで: esp@cenet の 10 周年を祝う
- 10 EPO 以外のニュース
- 10 公報コーナー
- 11 「IPC 第 9 版」が 2009 年 1 月 1 日に施行
- 11 前号で見逃したこと
- 12 その他のニュース



esp@cenet Europe's Network of patent databases

Use the esp@cenet network to search:

Patent applications in their original language from

- ▶ The European Patent Office
- ▶ The World Intellectual Property Org. (PCT)

Patent applications with an English abstract and title from

- ▶ Worldwide - 30 million documents
- ▶ Japan

Deutsch Français



1994 年の SACEPO/PDI 年次分科委員会にて

特許情報を知らせて20年

1988年7月、EPOの理事会は新たなヨーロッパの特許情報政策を打ち出す決定をしました。それにより、ヨーロッパおよびヨーロッパを越えた世界で徐々に、しかし根本的な変化をもたらされることになったのです。

新しい政策の20周年を迎えて、EPOに積極的な役割をとらせることになった状況とその結果何が起こったのかを振り返ることが適切であるように思われます。

歴史

1980年代半ばまで、EPOは、ヨーロッパのための妥当な特許付与制度を構築することに集中しており、特許情報に力を注いではいませんでした。EPOは申請を公表し、後には認められた特許を公表していましたが、これらは通常は大企業によりまたは外国

の特許庁との情報交換のために使われ、他に使われることはあまりありませんでした。特定の会社が特許情報によって大きな利益を上げていたことは事実ですが(この分野でのパイオニアとして最も有名なのは Derwent 社であり、現在は Thomson Reuter 社の一部となっています)、この時期 EPO は裏方にとどまっていた。なぜこの状況が大きく変化したのかを知るためには、私たちはさらに時を遡る必要があります。

第 2 次大戦後まもなく、特許および特許申請のための国際的な文書セン

ターを設けるという構想について高レベルの話し合いが行われました。これは 15 年以上も続き、1965 年の BIRPI (WIPO の前身である組織)による「世界特許目録」と呼ばれるプロジェクトを開始する決定につながりました。その後に行われた入札には、オーストリア政府、IIB およびダーウエントが参加しました。せりに勝ったのはオーストリア政府で、1972 年 5 月に契約が締結され、INPADOC としても知られる「Gesellschaft zur Errichtung und dem Betrieb des Internationalen Patentedokumentationszentrums

mit beschränkter Haftung

(国際特許文書センター)」が設立されました。

INPADOCのチームは、他の企業や公的機関を頼ってもうまくいかない場合に、特許関連文書の写しを入手することのできる人々であるとの名声を短時間のうちに獲得しました。

INPADOCの特許分類サービスは、文書を共通の分類に従って並べたもので、IPCの成功を確保するのに役立つと思われる。しかしながら、革新的であったのは、ある発明が世界規模で保護されている範囲を示すことができる独特のサービス、INPADOCの特許ファミリー体系(PFS)です。

1980年代の終わりまでには、INPADOC PFSのデータベースは、世界で公開されているすべての特許文書の95パーセント以上の情報を網羅するまでになりました。

その間に、ハーグで、EPOは、特許検索のためのコンピューターの利点を見出しつつありました。EPOが開発中であった一連のデータベースは、企業にも一般公衆にも有用であることがすぐに明らかになりました。

1980年代の半ばまでに、特許情報を求める公衆からの需要が実際にあることが明白になりました。また、その時点までの発展は、その場限りで統一性もなく、ヨーロッパ全体をカバーする枠組みが必要であることも明白になりました。そこで1988年に、理事会は、EPOは公衆によるデータ利用を拡大し、ヨーロッパにおける特許情報の普及を調和させるための措置をとるべきであると決定しました。

1988年以降

1988年の決定はEPOにとって重要な瞬間であり、いくつもの大がかりなプロジェクトに取り組むきっかけとなりました。直近の目的は、ヨーロッパの特許情報の公開方法を、その当時の



リサ・マクドナルド＝メイヤーとナイジェル・クラーク。esp@cenet チームでお馴染みの2人の初期の写真。



1998年、ドイツ、エルフルート、カイザーサーナルでのEPIDOS年次総会の夜食。ラインハルト・シュラム教授、ピーター・カラスおよびジェラード・ジロウト。



ジュークボックスの山。それぞれ100枚のCD-ROMを格納できる。これが注文に応じて特許文書を印刷するのに用いられていたシステムである。

最先端の技術、すなわちCD-ROMに移すことでした。

この政策決定は、EPOはできるだけたくさんの特許データを公衆が入手できるようにする措置を自由に取りうることを意味していました。これは特許庁のための新たな活動でした。そのときまで、各国の特許庁にとって、自らの特許文書を公表すべき義務がありました。公衆に対し、国際的な文書の検索を提供している特許庁はありませんでした。

EPOは、以下のことをはじめました。

■ PCTの最小限の文書を維持するために必要なものに加えて、各国の特許および実用新案に関する文書を集める。このことはINPADOCが1991年のはじめにEPOに統合された時に特別の意味を持ちました。

■ テキスト形式で読み込むことができる特許についての英文の要約のデータベースを開発する。

■ 審査登録状況のデータを含む、世界中のデータを加えて、EPOのデータベースを拡張する。これは、INPADOCがEPOの一部となったときに始まった第2のプロジェクトです。

ビッグバン esp@cenet

これらの活動は、執行委がEPOの製

品のためのコスト算定の原理を認めたとときに1997年に急速な発展を迎えました。EPOは商業データベースのホストコンピューターから日夜使用料を徴収することを止めました。さらに重要なことに、この決定によって、EPOのデータすべてにアクセスできる無料のインターネットサービスを実施することが可能になったのです。

1998年に立ち上げられた

esp@cenetは、他のどんな製品にもまして、特許情報の外観を変えたといつてよいでしょう。

1998年以降は、ヨーロッパの特許情報は統合の時期に入りました。EPOはesp@cenetの改良、MIMOSAの強化、そして概してインターネットが提供する新しい可能性のほとんどを構築するよう、これらの特許製品を適用することに取り組みました。

今日の特許情報

左の表は、1988年以降に生じた尋常でない変化のいくつかを示しています。このような大きな変化が生じたことを別にしても、元となる政策の案を作った者の先見の明を裏づけるのは、1988年に策定された原案が20年後の今日でもまだ通用することです。ユーザーは完全に包括的なデータを求めています。彼らはそのようなデータが出され次第でできるだけ早く入手したいと望んでおり、最先端の技術を用いて検索できるように望んでいます。

EPOがユーザーに期待されているツールやサービスをより自由に与えることができるように、また、新たに足を踏み入れた者が特許情報の世界で成功を収めるのに十分なスタートを切るのに必要なものを持てるようにすることにあつらえ向きの製品を提供することに取り組むことができるように、この政策は2007年に再編されました(Patent Information News 03/2007参照)。

	1988	2008
EPOのデータベース内の文書の数	2,000万	6,500万
INPADOCの特許ファミリー・データベースで網羅されている国の数	40	85
INPADOCの法的地位データベースで網羅されている国の数	12	45
検索の主なツール	紙とマイクロフィルム	オンラインデータベース
EPO加盟国の数	13	34

論説

品質とは、パスタ(fettuccini)のごとく、
連帯責任である。

アメリカのコラムニスト、Calvin Trillin はかつてこう言いました。「結婚というのは、単にパスタ(fettuccini)を分け合うのではなく、まず第一にパスタ(fettuccini)のレストランを見つける責任を連帯して負うことなのである。」



Richard Flammer

特許情報のコミュニティには、あなたが普通、婚姻により得る家族よりも若干多くの人々が含まれますが、それでも小さな、緊密なコミュニティであり、私たちのほとんどが離婚する機会なく生涯をかけてそれに打ち込んでいます。我々のコミュニティの腹

を満たすのは、特許情報、より正確に言えば高品質の特許情報です。

特許検索における質が今年10月、ストックホルムにおける特許情報会議のプログラムの中心テーマとなります。そして、それがEPOの特許情報一般の優先されるべき特徴なのです。

EPOの評判は、法的な訴えが起こされた場合でもこれに耐えて残る可能性がきわめて高い特許を生み出す、特許付与手続の上に築かれたものです。このことを達成する基盤は、手続開始時の検索にあります。検索者に真に抜きん出たデータベースと検索

ツールを提供した場合にのみ、常によい検索を行うことが期待できるということを私たちは知っています。

誰でもesp@cenetを通じてEPOのデータベースにアクセスでき、いろいろな商業的なデータベース業者によって各種のサービスが提供されています。

我々の最善の努力と毎年EPOのデータに数百万件が追加されることで、我々は入手できる特許データの質を高めていることを知っています。また、我々は、「データの誤りを報告する」機能を用いてesp@cenet内のそれまで気づかれなかった誤りを教えてくれるたくさんのユーザーに感謝しています。特許出願に提出する書類がEPOのデータベースに載ることを承知しており、良質で偽りのないデータ、明確な表題、およびきちんとまとめられた要約を提出することに最善を尽くしている出願人にも感謝しています。

しかし、そのような高品質の特許データも検索者自身が、どのように高品質の検索を行うかわかっている場合にのみ、高品質の検索結果に残りうるのです。それゆえに私は、自己の名において特許検索を専門職として確立しようとするユーザー・コミュニティの努力を歓迎します。それは特許出願人から特許庁までのすべてのプレイヤーが、重要な貢献をしていることを確認する働きをしているといえます。

品質は特許情報コミュニティおよびそれを超えた範囲に連帯して課せられた責任であり、特許情報における我々の仕事は、EPOがその連帯責任の負担部分を確実に果たすようにすることなのです。

Richard Flammer
特許情報主席部長

特許戦略

特許と発明に
光をあてる

統計学者、政策決定者、および企業経営者が9月4日および5日にウィーンに集まり、発明および特許統計の分析についての近年の進歩についての話し合いを行いました。EPO長官室長(Contoller)、Ciaran McGinleyは、特許統計は世界的な特許審査の停滞の問題を扱うのに重要な役割を果たしており、よりよい統計が、審査待ちの特許出願の数が世界規模で急激に増えている「世界的な特許の

温暖化」として知られる現象に対処するのに有用だと述べました。

McGinley氏は、グローバリゼーション、審査時間、ボーダレス化という3つの要素の組み合わせが現在の状況を作り出し、不確実性とリスクに結びついていると述べました。彼はまた、統計が特許出願の質を査定するのに役に立ち、ゆえに「審査を高める」のに貢献しようとして付け加えました。EPOとともに会議を主催した経済協力開発機構(OECD)のシニア・エコノミストであるDominique Guellecは、経

済分析のためには統計が重要であることを強調しました。地理的な位置や企業経営者により分類された発明に関する統計の信頼できる唯一の情報源として、それらはかけがえのない情報を提供しようとしています。

Guellec氏は、出願人の名前の調和のような共通の基準が採用されるべきであると述べました。異なる当事者が他者によりなされた分析作業から利益を得られるように、ハーモナイゼーションは分析の新たな道筋を開拓するものなのです。



会議における発表は、
www.epo.org/about-us/events/patent-statistics2008.html
でもなく入手可能です。

スウェーデン特許庁

これまでもまして移り変わりの激しい特許情報の世界で、 ユーザーのニーズに合致する

スウェーデンは、ストックホルムで10月28日から30日まで開かれる今年のEPO特許情報会議の開催国です。この記事では、スウェーデン特許庁の特許情報部長であるJohan Wintherがユーザーの特許情報の発展に合致するために、スウェーデン特許庁がどのような努力をしているのかについて手短な説明をしてくれています。

スウェーデン特許・登録庁(PRV)はヨーロッパで最も古い特許庁の一つです。それは当初からPCT(特許協力条約)およびEPC(欧州特許条約)に含まれており、60年以上もユーザーにサービスを提供してきました。

そのような経験はかけがえのないものですが、我々はこれまでもまして移り変わりの激しい世界で仕事をしており、我々に対する需要および我々のサービスは時間とともに変化してきました。特に注目すべき発展としては、顧客は大量の特許情報を解釈するための手助けがより一層必要になってきたということであり、その結果、高度の顧客サービスの需要が高まっているということです。

2007年にISO9001の認定を受け、PRVは品質管理を非常に重視してきました。ユーザーはインターネットとインターネット上の多様な検索エンジンを通じ、無料でますます多くの情報にアクセスできるようになっています。このことにより、我々が作成する特許情報および関連情報の明確性、ならびにユーザーのニーズを念頭にどのように我々が特許情報を発展させていくかという方針の明確性がより一層求められています。



全ての国が自国の特許情報を公開することを目指しているため、これまでに以上に増加した情報が異なる言語で生み出されています。この言語の問題は、ちょうど今争点となっているものです。ロンドン条約が承認されて以降、普段スウェーデン語を使っているユーザーにとって、クレーム(請求項)だけでなく、特許の明細書を丸ごとスウェーデン語で読めるようにするというニーズが生み出されてきました。その一方で、英語を使っているユーザーは、スウェーデン語の特許の明細書を、英語で読みたいと望んでいます。PRVは、この問題を注視しており、EPOと協働して、スウェーデン語から英語、英語からスウェーデン語への自動翻訳プロジェクトに取り組んでいます。

分類システムも、特許情報の密林で途を探し求めるユーザーの助けとなるものです。PRVは、何年もIPC改革を推進してきた勢力の一つです。我々は、システムとその使用方法を発展させるのは全てのユーザーの責任であると感じています。それゆえに我々は、スウェーデンの特許全てについて分

類し、類別された情報入手できるように取り組んでいます。

我々は、来年中に、esp@cenetにおいてユーザーが全てのスウェーデンの特許を類別ごとに検索できるようになることを見込んでいます。我々はまた、古いIPC情報を含む特別なスウェーデン特許の明細書をELCAにより分類することに取り組んでいます。

これに加えて、我々の一般情報部門は、特許システムとその使い方についての高度な質問を頻繁に受けるようになっています。PRVは、市場における他の政府機関とも協力して、特許戦略、融資、および製品開発といったPRVの専門分野以外のサービスをユーザーが受けられることを確保していきます。

最後に重要なことを述べますと、我々は補足的国際検索(supplementary international search: SIS)サービスを提供する最初の特許庁の一つになります。2007年10月のPCTニュースレターを参照してください。
www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2007/pct_news_2007_10.pdf

さらに情報が必要な場合には、www.prv.seをご覧ください。

製品情報

SPACE LEGAL の改良

その洗練された検索システムによって、SPACE LEGALのDVD版は、誰でもEPOの判例法を探究したいと望む人にとって完璧なツールとなっていますが、インターネットを参照する時間がありません。SPACE LEGALは、まとまった、使いやすいパッケージに入れて、あなたの戸口に情報をお届けします。

2008年11月以降、SPACE LEGALは次のような新しい特徴を含むようになります。

- 新しい、改良されたインターフェイスを通じて3つのデータベース全てにアクセスしやすく、広汎な検索が可能。
- 法律文書をHTML形式およびPDF形式で検索するための新しいデータベース
- ソフトウェアをインストールする必要なし。DVDから直接データベースにアクセスできる。
- あなた自身の公開システムで使うために内容を簡単に抽出できる、統一されたXML形式によりEPOの審判部の審決を完全収録。

これに加えて、SPACE LEGALをあなたの内部ネットワーク内のサーバーの中心に搭載し、あなたの会社内でアクセスを提供することが一層簡単になりました。SPACE LEGALについて情報がさらに必要な場合には、epal@epo.orgに連絡してください。SPACE LEGALはwww.epo.org/orderで注文できます。

近日中に特別提供があります・・・

EPOのホームページに注目してください。10月末から、SPACE LEGALの最新版を試用するための特別提供があります。

利用者団体

Patent Documentation Group が EPO の品質向上プログラムを歓迎

Patent Documentation Group(PDG)によって書かれた本稿は、特許情報の専門家という専門職を確立しようとする努力および EPO の品質向上プログラムに対する支援を含む、同グループの主な活動について取り上げています。

2007 年に特許の出願件数が増加したにもかかわらず、EPO は最近、2007 年に付与された特許の数は前年より落ち込んだと発表しました。PDG は、特許の質を上げることの重要性を度々強調してきており、EPO が量より質を重視するようになってきたことを歓迎します。

PDG は 1957 年に設立され、会員だけでなく、特許情報コミュニティにおける皆の利益のために特許情報の効果的かつ効率的利用の促進に努めてきました。本グループは 8 カ国に拠点を置き、多様な業種からなる 41 の多国籍企業を代表しています。これには強力な研究開発部門を持つ有名なブルーチップ会社も含まれています。

目標と目的

本グループは供給者と利用者との公正な協力関係のために努力しつつ、既存の特許情報製品およびサービスの向上、ならびに新製品の開発を促進することを目標としています。しかしながら、主に取り組んでいるのは、特許データの正確性、完全性、信頼性および迅速性を改善することにあります。PDG は、EPO その他の国の特許庁に加え、主要なデータベース作成業者およびプロバイダーとも定期的な上層部の会談を行っています。本グループは、世界的財産権

団体(WIPO)においてオブザーバーとしての地位を得ています。

業務部会

PDG の数々の業務部会が特許情報源の監視、試験および比較に携わっています。

「ネットワークとオンライン検索」部会

オンライン検索が 1976 年に確立されたときには、未熟な段階にあり、この業務部会は情報専門家が集まって特許情報の検索についての意見や経験を披露しあうフォーラムを提供しました。同部会はまた、全文検索、バイオ連続検索、分析および視覚化、教育および認証のための業務部会と協働しています。

「影響」部会("IMPACT")

この部会の使命は、国内的、地域的、国際的な特許に関する法令が特許情報に与える影響を監視し、各国特許庁の特許情報政策の透明性を向上させることです。IMPACT は、特許情報を提供している団体、各国の特許庁ならびに EPO、epi、および WIPO のような地域的、国際的な組織と協力して、特許情報の質の向上に努めています。



Mino Philipp

Henkel AG & Co. 社 特許情報部長
ドイツ国デュッセルドルフ, KGaA 番
Patent Documentation Group 代表
Mino.Philipp@henkel.com

主要な業績

過去 50 年以上にわたる PDG 会員の献身的な努力は、特許情報が入手・検索できる分野での主要な改善に結びつきました。PDG は、もともと利用価値の高いデータ資料の多くが出現し、国の範囲が拡大し、情報政策が改改革され、新たな基準や機能、命令、検索および表示の特徴、データの事後加工、および統計分析ツールが特許庁や業者から提供されるようになるのに重要な役割を果たしてきました。

将来

電子特許情報へのアクセスはすぐにはできるようになりましたが、不完全なデータや特許文書の翻訳に伴う問題は、特許情報のコミュニティにおいて依然として重大な障害となっています。その上、入手できる大半の情報の質と、関連し信頼のおける情報を検索するために必須の熟練の平均的な程度は低下してきています。PDG

の主要な目的の一つは、特許検索の専門家の役割を認められた専門職として確立し、それにふさわしい地位を与えることです。PDG はすでに業務部会を設置して最低限の教育、訓練および経験の基準を定めました。PDG は近い将来のうちに、特許検索の専門家が国際的に承認された資格となることを希望しています。

PDG は、EPO の新たな特許情報主席部長、Richard Flammer が声明文において「特許検索は高い技能の必要な活動だ」と述べたことを支持します。

PDG についてのさらなる情報は www.p-d-g.org を参照してください。

特許の動向

特許の出願件数で中国がアメリカと日本を追い越す勢い

市場調査会社 Evalueserve の最近の報告書によれば、もし現在の成長率が続けば、2012 年までに特許出願の点で中国が世界最大の特許国になるとのことです。

中国が 2004 年に EPO を上回ったのに続いて、2005 年に世界第 3 位の特許出願国である韓国を追い抜いたことを示しています。中国の国家知財局は、特許出願の点で、今やアメリカ合衆国および日本に次ぐ存在となっています。

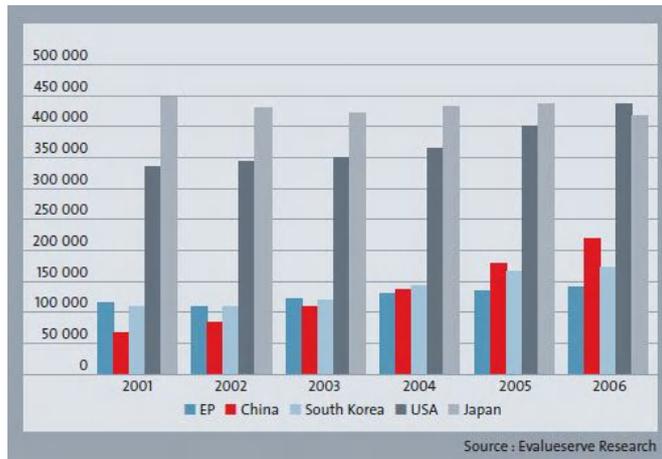
日本が第 2 位に転落

中国の成長率は強い印象を与えるものですが、中国だけが特許出願の著しい増加を経験した主要国ではありません。WIPO の世界特許報告 2008 年版によると、2006 年に USPTO が受理した特許出願の数は 425,966 件であり、1963 年以来再び世界第一位となっています。2006 年に日本の特許庁が受理した特許件数は若干減少し(408,674 件)、日本の特許庁の次年度の数字によれば、2007 年はさらに減少して 1997 年以来 40 万件台を割り込むことが確認されています。

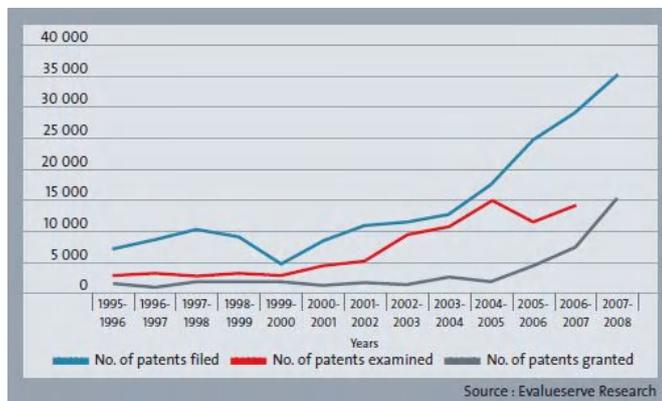
2012 年から 2014 年までの間に中国が第 1 位に?

興味深いことに、いつ中国が日本とアメリカを追い抜くかについて専門家の予測は異なっています。Thomson Reuter 社のニューズレター KnowledgeLink の記事によれば、アメリカは 2009 年まで日本を上回ることはなく、中国は 2011 年にはじめて日本を上回り、2014 年にアメリカを上回ると示唆しています。

けれども、誰もが同意するであろうことは、それは時間の問題に過ぎないということです。



〔グラフ1: 世界の 5 大特許圏における特許出願件数〕
ヨーロッパ、中国、韓国、アメリカ合衆国、日本



〔グラフ2: インド特許庁における特許出願の動向〕
特許の出願件数、審査件数、付与件数

2007 年に、SIPO は合計 694,153 件の特許出願を受理しました。これは前年に比して 21.1 パーセントの増加です。(但し、この数字は「特許(発明)」出願、「実用新案」出願および「意匠」出願という 3 種類の異なる出願を含むものです。) 20 年間の特許出願の数は 2000 年から 2006 年にかけて平均 20 パーセント以上の成長を示しています。

インドと中国 — 類似点と相違点
目を転じると、インド特許庁(IPO)における特許の出願件数は過去 6 年で 3 倍になっています。インドの特許制度に関する独立の報告書によれば、2007—2008 会計年度中に、35,000 件を超える特許出願が行われたと Evalueserve 社は報告しています。(ただし、IPO は、こうした数字を裏づける情報を何ら公表していません。)これ

は、前の年に比して 21 パーセントの増加であり、SIPO の傾向と似ています。

大きな違いは、中国の国内出願件数は、インドよりも急速に、過去数年は平均 25 パーセントも伸びているということです。2007 年には、中国での出願の 60 パーセント以上が国内での発明でした。このことはインド国内の会社が、特許と強力な特許ポートフォリオの利益に依然として懐疑的である一方、中国国内の会社にとって、特許の保護の利益が急に高まってきたことを示しています。

このことに取り組むため、インド産業省は全国的な知的財産意識(改革)キャンペーンを立ち上げる計画を最近発表したばかりで、大学、実験室、州レベルの通商産業省、特許専門の弁護士、および科学研究に携わっている人々にこのキャンペーンに加わることを求めています。

- 1) "Patenting Landscape in China" (22 May 2008): www.evalueserve.com/Media-And-Reports/WhitePapers.aspx
- 2) www.wipo.int/ipstats/en/statistics/patents/wipo_pub_931.html
- 3) www.jpo.go.jp/cgi/finke.cgi?url=/torikumi_e/hiroba_e/2007syutugan_e.htm
- 4) http://scientific.thomsonreuters.com/news/Made_in_China_-_a_glimpse_into_the_future_of_patent_information
- 5) "Patenting Landscape in India" (23 May 2008) at www.evalueserve.com/Media-And-Reports/WhitePapers.aspx
- 6) "Patenting Landscape in China" (22 May 2008): www.evalueserve.com/Media-And-Reports/WhitePapers.aspx (page 2)
- 7) "Patenting Landscape in India" (23 May 2008) at www.evalueserve.com/Media-And-Reports/WhitePapers.aspx (page 2)

アジアからの特許情報

現在のアジアは？

知っていましたか？

KIPOの年報が英語で手に入るようになりました。

韓国特許庁(KIPO)の年報を www.kipo.go.kr/kpo2/ek でダウンロードできます。画面中ほどの「Popular pages (人気のあるページ)」に進んで、「02」をクリックすると、年報の頁が開きます。デフォルトは 2006 年版です。画面中央左のドロップダウン・メニューを使うと、2007 年版を選択できます。

TIPOの年報 2007 年版が英語ウェブサイトで入手できます。

台湾特許庁(TIPO)の年報を www.tipo.gov.tw/eng/statistics/Annual_Report_2007.pdf でダウンロードできます。

改正された韓国特許法、実用新案法、商標法および意匠法の英語版が KIPRO から入手可能です。

これらの韓国知的財産権法の英語版は、2007 年の改正を反映しており、www.kipo.go.kr/kpo2/ek で(PDF 形式で)ダウンロードできます。ページの上のメニューにある「Reference material (参照資料)」をクリックして、次に「IP laws and treaties (知的財産権に関する法律および条約)」をクリックします。

JPO が「業務・システム最適化計画案」を公表しました。

日本での電子政府に向けた最近の動きにより、JPO は 8 月に業務・システム最適化計画案を公表し、2008 年 9 月 5 日まで意見を募集しています。「より賢く、身の引き締まった」検索システムを構築することを目指して、計画案は中国と韓国の特許データの重要性が増してきていることを認め、英語以外の言語へのアクセスを向上させるために多言語の翻訳機能が必要であるとしています。JPO の検索システム(公衆サービスを含む)の再構成は 2013-2014 年までに完了する見込みです。計画案は

www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/iken/iken_systemsaitekika.htm で入手できます(日本語のみ)。

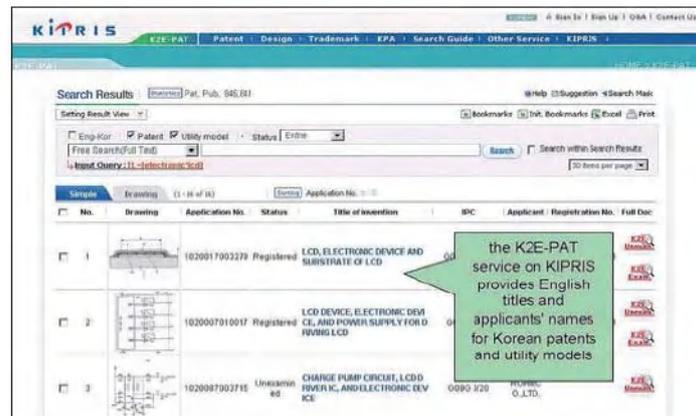
SIPOの中国語・英語の自動翻訳機能の手引きを CNPAT のウェブサイトで見ることができます。

この実践的ユーザー・ガイドは、中国特許データベース (www.cnpat.com.cn)の英語版検索インターフェイスを通じてどのように中国語から英語への自動翻訳を行うか手順を追って示しています。この手引きは、www.cnpat.com.cn/430/homepage/guidehome.html で入手できます。

K2-PAT の自動翻訳サービスは、<http://k2epat.kipris.or.kr/k2epat/searchLogina.do?next=GeneralSearch> で利用できます。さらに詳しくは、www.epo.org/patents/patent-information/east-asian/translation/K2E-PAT.html を参照してください。

台湾特許庁(TIPO)が無料の英語での特許検索システム TWIPAT を再度立ち上げました。

2008 年 7 月 1 日から、台湾の特許、実用新案、および意匠の原文が http://twpat.tipo.gov.tw/twcgi/twpat_2_e?149:1820232580:20::@@114557 で英語の検索インターフェイスを通じて PDF 形式で手に入るようになりました。



KIPRIS の K2E-PAT サービスが、韓国の特許および実用新案について英語の表題ならびに申請者名を提供しています。

2008 年 7 月以降、K2-PAT ユーザーは、韓国語の原文データの中の英語のキーワードを用いて検索することを含め(多言語の特許検索機能)、23 の検索分野にアクセスできるようになりました。

K2-PAT はまた、韓国の特許および実用新案について英語の表題ならびに出願人名の英訳を提供しています。

韓国語の全文を自動翻訳するためには手数料が必要ですが、検索を行い結果(英語の表題および出願人名を含む)を表示するのは無料です。

た。このサービスには数字、データ、IPC の分類、およびキーワードでの検索機能が備わっており、英文の特許要約ならびに実用新案および意匠の書誌情報が提供されています。

台湾の文書の法的地位の基本情報を英語で入手することもできます。さらに詳しくは、8 ページの記事を参照して下さい。

電子文書作成ができるようになった 1 年目にインドの特許庁で 1,000 件の特許および商標の出願がありました。

IPO は、2007 年 7 月に電子文書作成システムを立ち上げました。運用を開始して 12 ヶ月の間に、全出願件数の

約 3 パーセントにあたる約 1,000 件のオンライン出願がありました。インドでの電子文書作成についてさらに詳しくは、www.ipindiaonline.gov.in/on%5Fline/ にアクセスしてください。2009 年 4 月 29 日に開かれる、EPO の次回の「East meets West (東西会合)」フォーラムで、インドについての特集があります。

KIPO が 2008 年 10 月に審査を早急に行う新たな制度を導入する案を発表しました。

KIPO の新しい短期審査制度は、全ての種類の工業財産権に適用され、審査を迅速に行い、2、3ヶ月以内に出願人が決定を受けることができるようにするものです。KIPO によって認定された4つの団体(KIPI、WIPS、韓国知財保護技術研究所および IP Solution)のうち1つによって作成された従来の技術に関する報告書を出願人が提出した場合に限り、短期審査を選択することができます。

KIPO はまた、出願人がいつ審査を開始してほしいか特定するのを認めることにより、審査をより柔軟にしています。これは、出願日から 18 ヶ月から 5 年(実用新案については 3 年)の間で選べます。出願日から 2 ヶ月以内ならば審査を遅らせてほしいという請求を撤回したり、期限を変更することも可能です。

www.managingip.com/Popups/PrintArticle.aspx?ArticleID=1964494&issueID=&categoryID を参照してください。

東アジアについてより多くのニュースが必要であれば、<http://eastmeetswest.europeanpatent-office.org/news> を訪れてみてください。

TIPO が台湾の特許情報についての無料検索の幅を拡充

2008年8月に、台湾特許庁(TIPO)は、オンラインの「TWPAT」データベース (<http://twpat.tipo.gov.tw>) に数々の新しい特徴を付け加えました。欧米のユーザーが台湾の特許情報にアクセスしやすくするため、特に、英語の検索インターフェイスが改良されました。例えば、ユーザーは英文の法的地位に関するデータだけでなくPDF形式の文書全文を検索するために英語のインターフェイスを使うことができます。中国語のプラットフォームも全文データへのアクセスを含むいくつかの新しい特徴が加えられています。

英語での高度な検索のオプション

台湾の特許、実用新案および意匠を検索するためには、http://twpat.tipo.gov.tw/twcgjttsweb?@twpat2_eを訪ればよいだけです。そこでは次のような検索方法があります。

- 「Number Search」 単なる数字またはデータの検索
- 「Quick Search」 キーワードの検索
- 「Boolean Search (ブール演算子を用いた検索)」または「Fields Search」 IPC の分類や出願人・発明者の氏名を用いたより複雑な検索項目による検索

あなたはこれらの検索を、「Granted Invention (特許が付与された発明)」、「Published Applicants (公開された出願)」、「Utility Models (実用新案)」または「Design (意匠)」において行うことができ、また、検索結果一覧における該当件数を最大50件まで調整することができます。

TWPAT は、英語の検索画面からPDF形式の台湾の文書全文をユーザーがダウンロードすることを始めて可能にしました。これらの文書は全文を印刷したり保存したりできます。

審査登録状況の英文

台湾の審査登録状況の情報は1974年頃に遡りますが、今や英語で手に入るようになりました。審査登録状況は、書誌データと共に表示されます。特許と実用新案については以下の審査登録状況のデータを現時点で入手可能です。

- 付与日
- 撤回または満了日
- 最大期間
- 毎年の更新料の支払期日
- 更新料が支払われた年数
- 拒絶
- 異議または取消しの手続

中国語を含む検索

最新のデータが英語で入手できるようになるまでには時間がかかるため、中国語のインターフェイス (<http://twpat.tipo.gov.tw>) でも検索を行うことをお勧めします。単なる数字や分類による検索ならば、中国語を知らなくても実行できるからです。

TWPATにはまだ自動翻訳の機能はありません。しかしながら、インターネット上の翻訳エンジンのいずれかに文章をコピーすることはできます。大まかな英訳は、少なくともある中国語の文書の内容があなたの関心を引くものであるかを定めるのには役立つでしょう。

審査登録状況の情報についても同様に、データが最新であることを確実にするために、TWPAT から入手した英語のデータを中国語版と比較することを勧めます。しかしながら、中国語版のデータベースに含まれるデータは、英語で検索できるものと同じであ

ることがほとんどです。

TWPAT で検索を行う場合のさらなるコツ

中国語の知識なしで中国語の検索インターフェイスをどうやって使えばいいのかについての簡単な検索の手引きが必要な場合には、asiainfo@epo.org に連絡してください。

	英語の検索画面	中国語の検索画面
公開された出願	2003年5月以降の書誌データ、文書原文、および英文の要約	2003年5月以降の書誌データ、要約および文書原文
付与された特許	1950年頃からの書誌データ、1990年以降の文書原文(ファクシミリ)、1993年以降の英文の要約(1993年から1997年までは国内の特許および外国の優先権のない特許についてのみ)	中国語の書誌データおよび1950年頃からのTIPOの公報誌からの抜粋、1990年以降の文書原文および要約
実用新案	1950年頃からの書誌データ、1990年1月以降の文書原文、1998年以降の英語の表題および名前	1964年以降の中国語の書誌データ、1950年頃からのTIPOの公報誌からの抜粋、1990年以降の文書原文および要約
意匠	1964年からの書誌データ、1990年1月以降の文書原文(ファクシミリ)	1964年からの中国語の書誌データ、1974年以降のTIPOの公報誌からの抜粋、1990年以降の文書原文および要約
更新	毎月	付与された特許について月3回、公開された出願について月2回
掲載にかかる時間	英語の表題および名前について5~6ヶ月、英文の要約について8ヶ月	公開された日に入手可能

esp@cenet

1998年から2008年まで： esp@cenetの10周年を祝う

esp@cenetの最初の10年間の歩み

1998年10月：Ingo Kober(EPO長官)およびEdith Cresson(欧州評議会議員)がesp@cenetを公開しました。パリでの公式の立ち上げは特許情報の新しい時代の幕開けを告げるものでした。1回のマウスクリックで約3,000万件の特許文書へのアクセスが可能になるのです。The Esp@cenetの名前とロゴが商標として出願されました。

1999年：データ範囲が相当拡大されました。ユーザーは63の国と組織から1920年以降の特許文書を検索できるようになりました。esp@cenetの新版では、IPCまたはECの検索指標に従い、分類検索ができるようになりました。(小文字で始まる)esp@cenetが追加の商標として出願されました。

2000年：esp@cenetはヨーロッパの特許出願の多様な出版物へのアクセスを可能にし、欧州特許PCT出願のためのWOの出版物の数字へのリンクを提供するようになりました。将来のEPO加盟国のためにesp@cenetのテスト・サーバーが立ち上げられました。

2001年：省略機能が利用できるようになりました。esp@cenetのデータベースはUS0000001から始まる全てのアメリカの特許文書を含むようになりました。この年はまた、韓国の特許文書の英文要約が最初に公表された年でもあります。



2002年：esp@cenetは引用されている文書へのリンク、および関連する分類指標についてのキーワード検索を提供するようになりました。新たに7カ国が欧州特許庁(EPO)に加わり、esp@cenetファミリーは成長し続けました。

2003年：esp@cenetの第3版は新たなインターフェイス、改善された人間工学(ergonomics)、よりよいナビゲーション、およびINPADOCファミリーおよび法的地位のデータを網羅、ユーザー・フォーラム(掲示板)、およびサポート・ページのような一連の改良点を含みます。

2004年：ユーザーは特許以外の参照文献にもアクセスできるようになりました。esp@cenetのユーザー・サポートがオンラインのesp@cenetアシスタント、ヴァーチャル教室、および映像配信(roadshow)プログラムにより強化されました。新たな小冊子や映像の公開に伴い、esp@cenetは「アイデアのデータベース」だと位置づけられるようになりました。

2005年：文書全文の印刷およびダウンロードができるようになりました。esp@cenetはオンライン情報コミュニティにより最優秀のオンライン情報サービスに選ばれました。

2006年：esp@cenetのデータを英語、フランス語、ドイツ語、およびスペイン語に直す自動翻訳ツールの導入により、特許文書を理解することが容易になりました。

2007年：EPOは真正な人間のユーザーがデータベースを利用することが妨げられないように、esp@cenetのような無料オンラインサービスの公正な利用規程を作成しました。

2008年：今日、esp@cenetは予想をはるかに超えるまでに成長しました。esp@cenetのサーバーは、30のEPO加盟国によって直接または間接的に運営されており、esp@cenetの概念は世界的に多くの特許機関によって採用されています。esp@cenetのネットワークは26の言語を網羅し、61カ国についてその国のデータをどこかのesp@cenetで直接検索することができます。また、合計81の知財団体がesp@cenetの世界規模のデータベースに貢献しています。

将来はどうなるのでしょうか？もし(未来を映し出す)水晶球があるならば、数年先のesp@cenetはどのように映るのでしょうか？

esp@cenetは特許情報を大衆化し、民主化し続けています。esp@cenetの発展は、ユーザーからの要求と技術革新を反映しています。Web 2.0や、ウィキ(wiki)、ブログ、社会ネットワーク、およびフィードバックから主要な変化が生じるでしょう。今よりもっとたくさんの国がesp@cenetのモデルを採用し、データの収録範囲も飛躍的に拡大するでしょう。データベースに含まれる文書、特に特許以外の文書はより複雑多様になり、例えばメディア(新聞、テレビのニュースなど)の記事のファイルを含むようになるかもしれません。esp@cenetのユーザーはより洗練された機能へのニーズを表明し、esp@cenetはそれに応えていくでしょう。esp@cenetの内容は拡大し、特許だけでなくあらゆる種類の知財関係の記録や出版物に及ぶでしょう。

あなたはどう思いますか？

esp@cenetの将来についてのあなたの考えをxtal@epo.orgに送ってください。

時系列

1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
理事会がインターネットに基盤をおく特許情報サービスを立ち上げることを決定。	esp@cenetが公式に発足。データベースに3,000万件の文書。	収録範囲が拡大。1920年以降、63の国と組織からのデータが入手可能に。	esp@cenetの商標登録がなされる。	アメリカ合衆国のすべての特許文書が網羅され、一カ月のユーザー数が173,000人に。	分類コードのためのキーワード検索ができるようになる。	esp@cenetの第3版、一カ月のユーザー数313,000人。	esp@cenetで特許以外の文献が参照可能に。	文書全文の印刷とダウンロード機能を備える。一カ月のユーザー数455,000人。	英、仏、独、西語の自動翻訳ツールが利用できるようになる。	公正利用規程が公表される。一カ月のユーザー数550,000人。	esp@cenetの10周年。データベースに6,000万件の文書。

刊行物

公報誌
(Official Journal)

公報誌の特別号 No. 3/2007

改正された欧州特許条約が発効し、番号のふり直された実施規則が施行されたことから、特許実務家に関係のある EPO 長官の過去の決定と EPO からの告示および通知を改訂して再度公表する機会が与えられることになりました。この公報誌の特別号は 2007 年からの長官の決定と EPO の告示のアップデート版を収録しています。

公報誌のアーカイブ DVD

通常の月刊号と、1978 年から 2007 年までの特別号(判例法、発表の概要、告示および通知ならびに手数料を含む)の PDF ファイルを収録した新しいアーカイブ DVD が入手できるようになりました。

読者は、アーカイブ DVD と公報誌の 2007 年 3 月特別号を www.epo.org/order から注文できます。

EPO 以外のニュース

World Patent Information 誌
(世界の特許情報)の最新号

この国際的な査読付きの雑誌の最新号が電子版および紙媒体で出版されたことに関心がある読者も多いと思われます。以下の話題についての記事が掲載されています。

■ 投稿による論説: 無料の特許データベースは十分に発達した

■ Thomson 社の Derwent 世界特許分類記号を用いた化学構造による特許の分析を考察

■ 検索が意味をなさない場合とは? 第 2 部: 統一が取れない場合、EPO のアプローチ

■ ヨーロッパの特許情報 2007: EPO の政策が再形成される

■ 特許について現在定期的に出されている刊行物を最大限利用するツールとしての審査の系統分析

■ IPRInternalise のモデル: 知的財産権を技術教育に統合する

■ 特許データベースにより、中国における産学複合体の技術的可能性を評定

■ 薬品の開発研究において情報専門職の果たす役割の変化

■ 特許調査のための高度な文書検索技術

編集者の Mike Blackman は、いつでも投稿を受け取るのを歓迎します。連絡先は、mblackmanwpi@tiscali.co.uk です。

内容の一覧、要旨など、この雑誌についての更なる情報は、www.elsevier.com/locate/worpatin で入手可能です。

PatentRetriever と
IPNewsflash:
2つの新たな特許
PDF のダウンロード
サイト

PatentRetriever は、アメリカ、ヨーロッパおよび PCT の特許出願書の PDF ファイルをダウンロードできるサービスを新たに提供しています。これは、最近できた同種のサービスとしては 2 番目で、IP Newsflash に次ぐものです。IP Newsflash は、知財関係のニュース、公式声明、判例法、特許ファミリー検索、および EPO の特許公表サービス(OPS)に基づいて無料で特許の PDF ファイルをダウンロードできる機能を加えた EP モニターのための知財関連のメタ情報ポータルサイトです。

Dialog が ProQuest 社に移転

ProQuest 社 (www.proquest.com) は、Thomson Reuters 社から Dialog を買収したと発表しました。40 年前に設立された Dialog は、最も長い歴史を持つ専門家用のオンライン・データベース・ホスト・サービスです。ProQuest 社が Dialog を取得したことは、学術・科学情報の市場における

同社の地位を強化するでしょう。

詳しくは、www.proquest.com/pressroom/press-release/08/20080701.shtml を参照してください。

公報コーナー

「公報コーナー」は Patent Information News の定期的な記事で、読者に EPO 公報についての統計および一般情報を提供します。

- EP-A1: サーチレポート付きで公表された欧州特許出願
- EP-A2: サーチレポートなしで公表された欧州特許出願
- EP-A3: 欧州サーチレポート
- EP-B1: 欧州特許明細書
- EP-B2: 補正された欧州特許明細書

注記: 表には、PCT ルート経由で出願された欧州特許出願(欧州特許 PCT 出願)の統計は含まれていません。これらは WIPO から発行されており、英語、フランス語またはドイツ語以外の言語で存在しない限り、EPO では入手できません。現在、全欧州特許出願の約 70% がユーロ PCT 出願です。

欧州特許公報 2008年1月~9月

	2008年の週 平均	2008年1~9 月の合計	2007年から の変化
EP-A公報			
EP-A1	811	31,636	-0.4%
EP-A2	425	16,557	-0.4%
EP-A1 + A2の合計	1,236	48,193	-0.1%
A1+A2の合計に占める EP-A1の割合	65.6%		-0.3%
EP-A3	346	13,510	2.7%
EP-B公報			
EP-B1+B2	1,134	44,230	6.2%

分類

「IPC 第9版」が2009年1月1日に施行

新たなIPCの2009年1月版の区分(scheme)が入手可能です。

国際特許分類(IPC)のコアレベル・アドバンストレベルの新版が2009年1月1日から施行されます。その期日前には更なる改訂は行われません。

第9版における大きな変化は3つの領域で起きています。次の表を見てください。

クラス	見出し	変更
A01N65/00	殺生物剤	コアレベルでの詳細な区分。
Ho4W	無線通信ネットワーク	新たなサブクラスで、メイングループとコアレベルのサブグループが若干あるが、ほとんどのサブグループがアドバンストレベルに属する。
Ho4H	放送通信	サブクラスのための新たなコアレベルの区分(既にIPCの2008年1月版で導入されたアドバンストレベルの区分に対応するもの)。

その他の変更は、主として手直しにとどまるもので、例えば、表題を明確にしたり、区分からIPCの定義への情報参照を変更するといったことです。

数々のサブクラスに含まれる既存のグループにおいて番号のふり直しが行われました。異なる技術分野における区分の構造を統一するため、「このサブクラスの中の他のグループに分類されない～」という表題を持つグループは、できる限りサブクラスの区分の末尾に移され、99/00という番号をつけられることになりました。

IPCの新旧の異同表は、<http://www.wipo.int/ipc8earlypub/ipc/pub/index.php?lang=en&menulang=EN>の「Compilation」および「RCL」のタ

ブをクリックすると見られます。

WIPOは、コアレベルの冊子の紙媒体の刊行をやめることを決定しました。アドバンストレベルについては改正IPCが2006年1月に施行された後に電子版で入手できるようになっています。

変更に対応する準備をはじめたい利用者は、両方のレベルの新しい区分をHTML、XMLまたはPDF形式でWIPOのウェブサイト www.wipo.int/classifications/ipc/en/Tsupport/Version20090101/index.html からダウンロードできます。

PDF版のレイアウトは、2006年版の冊子のものに似ていますので、これらのファイルをプリントアウトすれば、古い冊子版に代わるものとして使えます。

加えて、IPC2009年1月版IPCのインタラクティブ・オンライン版も <http://www.wipo.int/ipc8earlypub> で入手できます。

前号について

前号で見逃したこと

本誌 Patent Information News の偶数号は、我々のウェブサイトのみで公表されており、紙媒体にはなっていません。前号を見ていない人のために、ここに Patent Information News 2/2008 からの抜粋を載せておきます。(www.epo.org/about-us/publications/patentinformation/news/2008.html で入手可能です。)

特許情報ユーザーのためのヨーロッパ共通のプラットフォーム(意見交換の場)の開始

Confederacy of European Patent Information User Groups(ヨーロッパ特許情報ユーザー団体連盟)は、研修活動の促進と特許情報専門家の認定制度の構築の支援を主な目的として、2008年3月に設立されました。初代会長は、Aalt van de Kuilen で、設立時の会員は、AIDB(イタリア)、CFIB(フランス)、PATMG(英国) PIF(デンマーク)、SIPIG(スウェーデン) および WON(オランダ) です。ヨーロッパの特許情報ユーザーの団体であれば、国や言語、会社を問わず、同連盟の会員となることができます。同連盟は、まだユーザーの団体が存在しない国で、新しい団体を創設するのを支援する活動も行っています。更に情報が必要な場合には、eu_confederacy@won-nl.org に E メールを送信してください。

EPC 2000: 出願人の行動に関する最初のフィードバック

EPC 2000(2000年欧州特許条約)の下では、出願要件があまり厳しくなくなり、欧州特許出願の初期段階での手続の瑕疵を救済しうる機会が多くなりました。5ヵ月間(2007年12月から2008年4月まで)のグラフによれば、クレーム(請求項)の遅延提出や、再審査請求の提出権といったEPCの新しい特徴を利用しているのは少数の特許出願人とどまっていることが分かりました。

ESPACE EP データベースでの無料 MIMOSA エキスパート検索

2008年5月に、EPOは、ESPACE EP と呼ばれる新しい無料のデータベースを公開しました。ESPACE EP では、特許情報の検索者が、MIMOSA ソフトウェアを使ってはじめて無料で4週間分のEP-AおよびEP-B 公報の全文にアクセスすることができます。このサービスは、テストのため公衆に開かれているものです。

www.epo.org/patents/patentinformation/free.html に行き、「ESPACE EP」の下にある「Register your e-mail address(あなたのEメールアドレスを登録する)」をクリックします。Eメールアドレスを登録すれば、無料のMIMOSA 検索エンジンにアクセスする方法についての説明が届きます。

東アジア特許情報のアップデート

ウィーンの東アジア特許情報チームは、「中国についてのよくある質問」と「中国のデータベースでの検索」のページをアップデートしました。このアップデートは主に新しい中国語のホームページのレイアウト、ウェブ・リンクの変更、および料金の支払いについての参照情報に関するものです。もう一つ特筆すべきアップデートは、「East

meets Wset 2008」のイベントに関するもので、各会議ラウンドからの報告書がオンラインで入手可能です。

www.epo.org/patents/patentinformation/east-asian/helpdesk/china/search.html および www.epo.org/about-us/events/emw2008/ を参照してください。

その他のニュース

重要な電話番号

esp@cenet ヘルプデスク
Tel.: +43 1 52126 4051
Fax: +43 1 52126 4533
e-mail: espacenet@epo.org

電子出版物相談
Tel.: +43 1 52126 2411
Fax: +43 1 52126 2492
e-mail: epal@epo.org

INPADOCヘルプデスク
Tel.: +43 1 52126 115
Fax: +43 1 52126 3292
e-mail: inpadoc@epo.org EPO

アジアの特許情報, N.larke,
Tel.: +43 1 52126 4545,
Fax: +43 1 52126 4197,
e-mail: asiainfo@epo.org

トレーニング
Tel.: +43 1 52126 1043
Fax: +43 1 52126 4533
e-mail: training.vienna@epo.org

定期購読
Tel.: +43 1 52126 4546
Fax: +43 1 52126 2492
e-mail: subs@epo.org

刊行物
Tel.: +43 1 52126 4548
Fax: +43 1 52126 2491
e-mail: docdeliv@epo.org

オペレータ通話
Tel.: +43 1 52126 0

EPOカスタマーサービスは欧州特許に関するあらゆる問題のお問い合わせにご利用できます。

Tel.: +49 89 2399 4636,
e-mail: info@epo.org

「Search Matters 2008」セミナーからの新しいeラーニング・モジュールがオンラインに

今年のハーグでの「Search Matters」セミナーに参加できなかった人に朗報です。

検索と文書(documentation)についての15の新しいeラーニング・モジュールがEPOのeラーニング・ホームページで入手可能です。セミナーの発表とワークショップで採用されたモジュールはそれぞれ15~90分の長さで、次のような話題を含みます。

- インターネットの利用
- 特許以外の文献の検索
- esp@cenet

- 自動翻訳
- 市場に基づく分類
- 三極分類調和プロジェクト
- 問題解決の手法
- いつ検索を止めるべきか

モジュールを見るためには、
www.epo.org/patents/learning/e-learning/searching-documentation.html#search に進んでください。

特許情報上級セミナー、2008年11月10日から13日まで

第3回目となるEPOの2008年の特許情報上級セミナーが11月13日からウィーンで開かれます。このセミナーについてより詳しく、または予約をするには、
http://application.epo.org/ipcal/i_event.php?id=1903 に進んでください。

オンライン・トレーニング(「ヴァーチャル教室」)に新たな授業が加わりました。ヴァーチャル・セミナーは無料で、インターネット・リンクを通じて参加

できます。このリンクはEPOの教員や他の参加者にもつながっています。
www.epo.org/topics/ip-events/patent-event-search.html にあるEPOの検索機能つきイベント・カレンダーでヴァーチャル教室の授業を見つけることができます。

2008年度のEPO特許情報会議、ストックホルムにて開催予定

今年度のEPOの特許情報会議は、スウェーデン、ストックホルムのMunchenbryggeriet Convention and Conference Centre(ミュンヘンブリゲリエ会議センター)にて2008年10月28日から30日まで開催される予定です。今年の会議の中心的議題は、特許情報の質です。更なる情報は、www.epo.org/pi-conference を参照してください。



2009年度の「East meets West」

特許情報に関する次回の「ウィーンでのEast meets West(東西会合)」フォーラムは、2009年4月23日および24日にウィーンのAustira Trend Hotel Savoyen(オーストリア・トレンド・ホテル)で開催されます。このイベントについてのEメール案内を受け取るための登録には、フォーラムのウェブサイト(www.epo.org/emw2009)にある申込書に記入するか、EPOの東アジア特許情報チーム、asianinfo@epo.org に連絡してください。

発行情報

発行者: Richard Flammer
編集者: D. Shalloe, K. Maes, A. Hamilton
寄稿者: J. Bartnik, N. Clarke, R. Feinaugle, A. Hamilton, H. Hochhauser, C. Kammer, K. McCafferty, M. Philipp (PDG), J. Philpott, I. Schellner, D. Shalloe, V. Vajsbaher, J. Winther (PRV), H. Wongel
デザイン: Atelier 59

Patent Information News

発行元
欧州特許庁
ウィーン支局
特許情報局
Rennweg 12, 1030
Vienna, Austria
Tel.: +43 1 52126 0

この刊行物で述べられた見解は、必ずしもEPOの見解ではありません。
EPO, ESPACE, esp@cenet および epoline は登録商標です。
ISSN 1024-6673